か?私は、

开上真希さんの作文をご紹介 します

(当時

皆さんには将来なり

・中でも、私は国際的な平和活動と安全の維持、生活水準の向上及び人権の推進、環境と難民の保護などの発展途上国の子供達を助けられるような取り組みに興味を持ちまったの主な取り組みこった。 スタッフは、世界各地に広がる多様きたいと思っています。国際機関のユニセフ、国連などの国際機関で働 ずの中でも、 と思って 国際的に働 N P 0 、ます っ。 国院 はる仕 なぎがあ G

て学んできました。その中でも私は、習をしてきた中で色々な差別につい習をしてきた中で色々な差別についまた、これまでたくさんの人権学 こすど、家でその話になっいてもどこか昔のような気ます。その時、差別に、

起こっているのかな。 名前の通りアジア系 名前の通りアジア系 る前のよ響で増えている の暴力事件が前の年 の暴力事件が前の年 少しでもなくな うもの りました。 差別といる が知っている ありましたが、 通りアジア系の な の年の ての いくと良いような、 ジア系 聞くようにないてなについてなに と良 る、差別が6倍に増 人々 ヘカ

八権作文の紹介 これが 侵すことの もが人 (令和四年度) 間として生きて できない当然 です くうえ







全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間について

女性に対し、夫・パートナーからの暴力やストーカーな どの事案が、依然として数多く発生しています。これらの 女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間が実施されます。

1 実施日時等

- 11月15日から21日までの7日間
- (2) 時間 8時30分~19時まで

ただし、土曜日・日曜日は10時~17時まで

2「女性の人権ホットライン」専用相談電話

0570-070-810

3 相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

4 相談内容

夫、パートナーからの暴力(DV)、ストーカー行 為による被害、職場等におけるセクシャル・ハラスメ ント等、女性をめぐる様々な人権問題

5 その他

相談内容についての秘密は厳守します。

なお、熊本地方法務局では、本強化週間にかかわら ず、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15 分まで、同じ専用相談電話で相談を受け付けています。

いました。私は、『差別について知る、やってしまうことなんだろうなと思 つながるのか考える力』『差別 たりする事を知 考える力』『差別を』『どんな事が差別 たことがない 『学んだことを忘 んで な てい も面 たから から つ

責任あり



動をし、のかや、動をし、 の生活を頑張っていきたいです。の生活を頑張っていきたいです。そして、将していきたいです。そして、将していきたいです。そして、将りたい自分になれるようにこれりたい自分になれるようにこれりたい自分になれるようにこれがというにいる。考えて、知識を一つずつ増や、考えて、知識を一つずつ増や

やまと文化の森だより

企画展のご案内







好評開催中!! (最終日は 15:00 までの展示です)

11月の展示(11/2~11/26)

○第3回 藤川道博作品展(SDGs 関連ロングラン展示)(10/4~11/26)

おたっしゃ作品展(11/2~11/26)

11/19 明美&シスターズダンス 10:00~ 11:00~

男成神社少女神楽 13:00~



11/12 竹人形づくり講座 (10:00~参加費 300円)

11/23 こでまりづくり講座 (10:00~参加費 300円)

ペットボトルキャップで麦わら帽子飾り講座 (13:00~参加費 100円)

11/26 しめ縄づくり講座 (10:00~参加費 500円)

〇刀剣展示「町指定有形文化財 刀 無銘」(11/1~11/26)

12月の展示

○第4回クリスマスツリーコンテスト(12/1~12/24)

金・土曜日は19:30まで夜間開館を行います。

○第3回バイオリン&チェロとまちかどピアノ ハッピークリスマスコンサート(12/24)

開場 13:30 開演 14:00 入場無料

問合 山都町下市 16 番地 ☎ 72-9400 開館時間 9:00 ~ 17:00 入館無料 休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日又は振替休日の場合は次の平日)、年末年始等

山の都地域しごとセンター通信vol.69

空き家の管理できていますか?

空き家をそのまま放置しておくと、劣化が早く進みま す。倒壊や不法投棄、不審者による窃盗や放火などのお それもあります。空き家を所有している方は、管理責任 を問われる可能性があります。通潤橋の国宝指定や山都

通潤橋 IC の開通等に伴い、人の出入りが多くなること が予想されますので、改めて所有されている空き家の管 理についてお考え下さい。

- ①定期的に換気、草木の手入れ、ポストや家財の整理を しましょう。
- ②相続が発生したら速やかに建物の登記手続きをしま
- ③地域の方と連絡先を確認し、異常があれば連絡が取れ るように努めましょう。
- ④空き家の利活用促進のために、空き家バンク制度への 物件登録もご検討下さい。

問合 空き家や移住・定住に関するお問い合わせは、お気軽にどうぞ。 山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111 e-mail:yamato.shigotocenter@machi-y.jp









Yamato November 2023 広報山都 2023.11 月号